

東京家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成18年11月10日(金)午後3時から午後5時まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京都女性相談センター所長 太田 敏子

東京家庭裁判所家事調停委員 中村 智

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 荒井 史男

東京保護観察所観察第三課長 岸 規子

千葉大学大学院専門法務研究科教授 後藤 弘子

愛光女子学園長 永井 君子

東京地方検察庁刑事部長 松井 巖

(3) 学識経験者等委員(五十音順)

元共同通信社編集局編集委員 野村 満利

NHK放送文化研究所メディア研究担当部長 原 由美子

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 堀川 末子

第一東京弁護士会所属 弁護士 関澤 潤

第二東京弁護士会所属 弁護士 山下 正祐

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長 細川 清

東京家庭裁判所家事部所長代行者 佃 浩一

東京家庭裁判所少年部所長代行者 八木 正一

(6) その他

東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	林 賢 一
東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	仁 平 総
東京家庭裁判所家事首席書記官	碓 井 久 雄
東京家庭裁判所少年首席書記官	寺 田 幸 治
東京家庭裁判所事務局長	中 井 憲 一
東京家庭裁判所事務局総務課長	川 端 素 子

(7) 説明者

東京家庭裁判所事務局長	中 井 憲 一
-------------	---------

4 議事

(1) 新委員あいさつ

(2) 協議事項「東京家庭裁判所の広報・広聴の在り方」

ア 庁舎見学の感想について

(家事関係委員)

DV等の被害者や緊急の相談者の相談室等に絵が飾られたり、緑が添えられたり、机や椅子の色にも配慮されていることに感心した。私どもも配偶者暴力相談支援センターの機能があり、早速、心身に被害を持って来られた方に配慮した環境整備がされているか、職員と話したいと思う。

(弁護士委員)

スタンドグラスやブロンズ像も意識していなかったもので、これを機会に広報に努めたい。また、児童室を幼児の面接交渉の実現のために利用させていただければと思うが、1カ所だけなので大変かなとも思った。少年事件の被害者等から話を聞く部屋に非常に配慮がなされていると感じた。調停室等もああいう明るい色にすれば離婚事件等でも円満調整で終わるケースもあるのかなと思う。

(少年関係委員)

家事の受付で、書類を持って来ている人、持って来ていない人を0番窓口

で振り分けているが、それでもかなり待つ場合があると伺ったので、例えば本等を置くといいと思う。また、庁舎内が同じような白い壁で、どこにいるのかがわかりにくいので、例えば、少年のフロアはピンク、家事のフロアはブルーに色分けする等の配慮があると迷わなくていいのかなと思う。

（弁護士委員）

いろいろと配慮され、児童室や交通講習室等の施設も整えられているので、地方の家裁にも広がるようイニシアチブをとってもらえたらと思う。また、東京家裁の特殊性もあろうが、利用者がとても多く、キャパシティの面から限界に来ているところがあるのかなという感じがして、今後その対応が課題かと思う。全体的には家裁らしい柔らかい雰囲気を感じていると思うが、少年審判廷などはまだいかめしい雰囲気が感じられた。初めて来る少年の立場からは、もう少し柔らかい雰囲気になる努力をしていただければと思う。

（学識経験者等委員）

家裁は、初めて、何もわからずに来る方が多いので、更に工夫できないか。

（家事関係委員）

調停の当事者は、家裁の調停手続を知ったことから始まって、やっと調停にたどり着いたという印象を持っていることが時々ある。よりわかりやすい、開かれた家庭裁判所ということを考えて、更に努力していただけたらと思う。

イ 東京家庭裁判所の広報・広聴の在り方について

説明者から「日常的な広報」「企画的な広報」「裁判手続を円滑に進めるための広報的なしくみ」「広聴」の項目の順で説明がなされた。具体的には、「日常的な広報」として庁舎見学、ホームページ、リーフレットの配付等、「企画的な広報」として憲法週間行事、法の日週間行事、裁判員制度関係広報、「裁判手続を円滑に進めるための広報的なしくみ」として家事事件における「電話による手続案内」「面接による家事手続相談」「電話音声案内サービス」と、少年事件における相談、協議会等での概要等の説明、被害者配

慮制度の通知が紹介され、「広聴」については裁判所に出された意見や苦情とその対応の状況が紹介された。そして、これらの説明を踏まえ、委員からの質問、意見等により、概ね次のとおり協議がなされた。

(少年関係委員)

中学生等が少人数で見学に来る場合の動機やきっかけを教えてください。

(説明者)

社会科の課題の一環としてグループで見に来ているのかなと思っている。

(少年関係委員)

リーフレットは、ホームページ上からダウンロードできるともっといろいろな人達が見れるのではないかなと思う。

(学識経験者等委員)

ちょっと知りたいと思った時、ホームページが少しわかりにくいのではないか。例えば、ホームページ上に裁判所の仕組みについてのコーナーがあり、ナビゲーションの工夫があれば、用意されているものが生かされるのではないか。

(弁護士委員)

ホームページが文字が多くて形式的なところが多い感じがする。例えば、検索サイトで「離婚」「養育費」等のキーワードを入れても裁判所のホームページへはすぐに行かないと思うので、リーフレットが直に出てくる、検索できる等、利用の仕方や表示の仕方を少し工夫した方がわかりやすいのではないか。

(少年関係委員)

裁判所について調べようと思う人には、家裁で離婚等のことを調べたい人の方が数は多いと思うので、家裁専用ページが東京でできたらいいなと思う。

(弁護士委員)

地裁のホームページを見る人と家裁のホームページを見る人は関心事が別だと思うし、家裁独自のホームページを作ること、柔らかい雰囲気を出すとか、検索しやすいとかが実現可能になると思う。一般の人は、最高裁の下に東京地

裁と東京家裁と東京簡裁以外の簡裁のコーナーがあるのを見ただけで引いてしまう感じがする。また、ホームページにいろいろなロゴを入れたりすることで、検索サイトでの検索にかかりやすくできるようなので、工夫していただきたい。

(弁護士委員)

調停委員の立場で話す時、当事者に必ず、家裁は話し合いで解決する場所でそんなに緊張する所ではないと説明しているが、家裁へ行くと思ったらとても緊張したという方もいるので、ホームページ等で、「家裁は非常に身近な存在で安心して何でもおっしゃっていい所です」というPRをお願いしたい。

(少年関係委員)

リーフレットはホームページからダウンロードできるようにしないと行き届かないと思う。リーフレットの一覧はホームページに出してほしい。

(少年関係委員)

企画的な広報行事として、家裁独自のイベントも実施したらどうか。

(学識経験者等委員)

「法の日」の存在を初めて知った。法の日のPRをもう少ししないとせっかく行事を持ってもきっかけになりにくいのかなという気がする。

(家事関係委員)

「法の日」の見学会や上映会を、例えば小・中学校レベルに知らせて、お祭りのようにイベントを展開する等、周知方法はいろいろあるかなと思う。

(弁護士委員)

法の日週間行事は、まだ国民に広がっていないところがあるかなと思う。

(少年関係委員)

例えば、「法の日」特別取材をやる等、メディアが報道すれば認知が高まるのではないかと思う。

(少年関係委員)

地方では、大抵、検察庁と裁判所と弁護士会が協力して座談会や見学をやり、

地方紙に結構な紙面を割いて「法の日」の趣旨やイベントの案内等をしていると思う。東京は大新聞ばかりで、地区版にどこまで扱ってもらうかというような話になってしまうので、少し考えなければいけないかもしれない。

(学識経験者等委員)

おもしろいとか、目新しいとかをうまくPRできれば新聞に載ると思う。

(少年関係委員)

被害者配慮制度はどういう形で被害者の方に知らせているのか。

(裁判所委員)

担当書記官がリーフレットを添えて郵送している。

(弁護士委員)

「面接による家事手続相談」ではどの程度まで中身に入って相談に応じるのか。相続放棄等の手続が自分でできる程度になるまで相談に応じているのか。

(家事首席書記官)

手続全体を説明した上で、申立書が完成できるよう説明している。

(委員長)

当庁では相続放棄の申述を即日で処理しており、申述書がきちんとできていれば1時間位で手続が終わる。

(弁護士委員)

「面接による家事手続相談」の夜間の対応は何人でやっているのか。

(家事首席書記官)

1人である。月・水・金の17時15分から19時30分の受付で、予約は必要ない。

(弁護士委員)

「電話による手続案内」では、ひっきりなしに電話がかかってくる状況か。

(家事首席書記官)

そういう状況である。

(少年関係委員)

事件名や申し立てたいことが明確でない相談の場合はどうしているのか。

(家事首席書記官)

どういふことで困っているかを伺い、ご本人が認識している事件名と裁判所が考える事件名に食い違いがある場合、よく説明をして資料等を教示する。

(委員長)

裁判所に出される意見や苦情について、例えば、調停委員や裁判官が相手方の話のみ聞いてこちらの言うことを聞いてくれないというようなことを言ってきたらどういふふうに対応するのか。

(家事首席書記官)

調停委員が丁寧に説明して、理解していただけるよう努めている。私どももそれを踏まえて説明し、多くの方はそれでご理解いただいているかなと思う。

(家事関係委員)

調停の最初の説明の時に、時間配分や、平等、公正にさせていただきたいと思うということを申し上げて、なるべく信頼関係ができるよう心がけている。

(家事関係委員)

こちらから積極的に情報を発信するのが「広報」で、当事者或いは市民、国民から広く意見等をいかにして吸い取っていくかを「広聴」という言葉を使って言っていると思う。裁判所はいつ頃からこういう言葉を使っているのか。

(説明者)

裁判所には広報課や広報係はあるが、「広聴」という言葉を使った部署はない。一般行政庁や警察には広報広聴課があるところもあるようである。

(家事関係委員)

東京都では、看板は「広報」だが、「都民の声」というわかりやすい言葉で都民の意見を反映する「広聴」も行っている。職務の中に「広聴」を含む場合がほとんどで、「広聴」が大きなウエートを占め、いろいろな計画の推進に当たっても全てパブリックコメントを求めていくのが今の行政の姿勢だと思う。

(少年関係委員)

苦情はどの位の数があるのか。

(総務課長)

統計をとっていないので、具体的な件数までは把握できていない。

(少年関係委員)

所長あての苦情というのはどういう感じのものがあるのか。

(委員長)

私を読んだ限りでは、大体は自分の事件の扱いが悪いというものである。

(弁護士委員)

苦情や意見を裁判所に言って来る人は積極的に言おうという意思を持っていると思うが、アンケートや目安箱で声を拾っていくことは考えていないのか。

(説明者)

今までの経験では、意見や苦情の大半が事件に関係していることで、庁としてお答えできないものも多く、今のところ目安箱等は余り考えていない。

(弁護士委員)

年に数回、来られた方に一斉にアンケートをして、設備、雰囲気、家裁についてどう思うかというようなことを聴くのも一つの方法かなと思う。

(3) テーマについて

次回のテーマとして「家事調停官制度」が提案され、了承された。

次々回以降のテーマとして「成年後見制度」を取り上げてほしいとの意見が出た。

(4) 次回期日等について

今回は、平成19年3月22日(木)午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催することとされた。